

由利本荘市生活応援券事業 実施要綱

令和4年11月7日
由利本荘市商工会

1 目的

原油価格・物価高騰の影響を受けた市民の家計負担の軽減と地域における消費を喚起し、地域経済を支援するため、「由利本荘市生活応援券」を発行する。

2 名称

由利本荘市生活応援券

3 実施主体

由利本荘市商工会

4 事業内容

令和4年9月30日時点における住民税課税世帯を対象に生活応援券を発行する。発行対象となるのは、上記の世帯員である約6万人とする。生活応援券は、1セット5,000円（1,000円×5枚綴り）とする。

5 事業スケジュール

(1) 加盟店募集

令和4年11月7日(月)～令和4年11月30日(水)

(2) 生活応援券郵送期間

令和4年11月下旬～令和4年12月上旬(予定)

※生活応援券は、市役所から対象世帯宛てにゆうパックで配達する。

(3) 生活応援券使用期間

令和4年12月17日(土)～令和5年1月31日(火)

(4) 加盟店換金受付期間

令和4年12月19日(月)～令和5年2月28日(火)

1か月2回の精算(精算日は後日公開)

※加盟店からの換金請求(商品券回収)に基づき、指定口座へ送金する。

※換金受付窓口は、羽後信用金庫(由利本荘市内本支店)窓口とし、受付時間は通常営業時間内とする。

※換金手数料は、実施主体が負担するため加盟店による負担はなし。

※円滑な送金業務を実現するため、振込口座は羽後信用金庫を推奨する。

6 加盟店への登録資格

原則として由利本荘市内に店舗を有する飲食店、小売店とし登録料は無料とする。ただし、大規模小売店舗立地法にもとづく店舗面積が1,000㎡を超える店舗を除く。

※「由利本荘市プレミアム商品券事業」の加盟店は、あらためて加盟店登録することなく、由利本荘市生活応援券の加盟店になることができるものとする。

7 その他

上記に記載の無い事項については、由利本荘市と協議の上、由利本荘市商工会が別に定める。